



茨城県報

第610号

平成6年12月19日

月曜日

目次

告 示		ページ
●第二種大規模小売店舗に関する公示(3件)(商業振興課)		1
●定款変更の認可(4件)(農地管理課)		2
●道路の区域の変更(4件)(道路維持課)		3
●道路の区域の決定(//)		5
●収入証紙の売りさばき人の指定(出納第一課)		5
(公安委員会)		
●緊急自動車の指定		6
公 告		
●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課)		6
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)		7
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)		7
正 誤		
●平成6年9月30日付け茨城県報号外第94号中		8

告 示

茨城県告示第1330号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

寺島薬局株式会社

2 建物の名称及び所在地

ドラッグ寺島神立新店

土浦市神立中央2丁目4011-688



茨城県告示第1331号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社大心苑

2 建物の名称及び所在地

フラワーガーデン

高萩市秋山字孫地久保3030番地

茨城県告示第1332号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称

株式会社ブックバーン北関東

2 建物の名称及び所在地

ブックバーン土浦真鍋店

土浦市真鍋5丁目16番21号

茨城県告示第1333号

平成6年8月13日付けで、辰ノ口堰土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成6年12月13日認可した。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1334号

平成6年7月20日付けで、荃崎村外五ヶ町村土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成6年12月13日認可した。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 1 3 3 5 号

平成 6 年 7 月 2 8 日付けで、玉造南部土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により平成 6 年 1 2 月 1 3 日認可した。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 1 3 3 6 号

平成 6 年 6 月 2 3 日付けで、西田川土地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定により平成 6 年 1 2 月 1 2 日認可した。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 1 3 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 6 年 1 2 月 1 9 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長沖藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
竜ヶ崎市長沖新田町字柳下 2 8 4 番 1 地先から 竜ヶ崎市長沖町字落 3 7 番 1 地先まで 竜ヶ崎市長沖新田町字境塚 3 8 番地先から 竜ヶ崎市長沖町字落 3 4 番 2 地先まで	旧	最大 40.0	355	
		最小 16.5		
		最大 17.5	540	
		最小 6.0		
竜ヶ崎市長沖新田町字柳下 2 8 4 番 1 地先から 竜ヶ崎市長沖町字落 3 7 番 1 地先まで	新	最大 40.0	355	旧道移管
		最小 16.5		

茨城県告示第 1 3 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 6 年 1 2 月 1 9 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守谷藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字岡字小谷原 2 4 3 番 4 地先から	旧	メートル 最大 17.5	メートル 340	
		最小 6.5		
北相馬郡藤代町大字岡字台畑 1 0 3 2 番 1 地先まで	新	最大 17.5 最小 6.5	340	現道拡巾

茨城県告示第 1 3 3 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 6 年 1 2 月 1 9 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字藤代字内谷原 1 9 9 番 1 地先から	旧	メートル 最大 8.3	103	
		最小 7.8		
		最大 10.2	133	
		最小 10.2		
北相馬郡藤代町大字藤代字内谷原 1 6 7 番 2 地先まで	新	最大 8.3 最小 7.8	103	迂回路撤去

茨城県告示第 1 3 4 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 6 年 1 2 月 1 9 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢字平作3856番2から	旧	メートル 最大 16.8 最小 11.9	メートル 107	
		新	メートル 最大 16.8 最小 11.9 最大 10.4 最小 8.0	107 106

茨城県告示第1341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成6年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
421	一般県道	銚子波崎線	鹿島郡波崎町大字谷田部字前谷原	メートル	メートル
			1175番地先県界から	最大 90.0	1487.2
			鹿島郡波崎町大字谷田部字追堀 7182番1まで	最小 12.5	

茨城県告示第1342号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日

平成6年12月7日

2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

水戸市東野町260

財団法人 茨城県交通安全協会

常務理事事務局長 仙 波 操

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第30号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成6年12月19日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2983	水戸88せ 4809	スズキ・6年式	警察職務遂行用	茨城県警察本部
2984	水戸33ね・936	ミツビシ・6年式	〃	〃
2985	土浦88せ 4069	ニッサン・6年式	公共応急作業用	茨城県企業局

公 告

◎県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営山部後谷地区土地改良事業(区画整理)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営山部後谷地区土地改良事業(区画整理)計画書写し

2 縦覧期間

平成6年12月20日から平成7年1月24日まで

3 縦覧の場所

十王町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営山部後谷地区土地改良事業(排水対策特別)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営山部後谷地区土地改良事業(排水対策特別)計画書写し

2 縦覧期間

平成6年12月20日から平成7年1月24日まで

3 縦覧の場所

十王町役場

◎都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・5・106号大串百合が丘線

追加する部分 水戸市栗崎町字打越，字諏訪下，字田通し，字中荒工，字原山の各一部

水戸市百合が丘町の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡猿島町大字沓掛字猪子 4 5 2 1 番 1， 4 5 2 4 番 1， 4 5 2 5 番， 4 5 2 7 番 1， 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡猿島町沓掛 4 1 1

医療法人 清風会

理事長 田 中 勝 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町字古野山 1 1 6 7 番 4， 同番 9， 同番 1 0， 同番 1 8， 同番 1 9

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大野原 1 丁目 5 - 2 3

有限会社 拓栄

代表取締役 堀 江 正

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 6 年 1 2 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字木田余字横沼 1 6 7 1 番 1

2 事業主の住所及び氏名

土浦市木田余町4857番地

株式会社 錦江設備工業

代表取締役 小 野 隆 章

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町大字野田字北山911番1, 同番口, 921番1から同番7まで, 921番11から同番25まで, 925番1から同番57まで, 925番59から同番83まで, 1055番2から同番20まで, 1056番1, 同番4, 1057番2, 1060番, 1061番1から同番12まで, 1062番, 1063番, 1064番, 1065番1から同番7まで, 1072番1, 同番2, 字新林919番, 920番, 923番, 924番, 1039番1, 同番2, 1041番1, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番12, 1042番から1051番, 1052番1, 同番4から同番13まで, 字大沼頭1052番2, 同番3, 1054番11, 同番12, 同番13, 同番18から同番30まで, 1054番94から同番97まで, 大字世楽字大沼1057番1, 同番2, 字西札野1050番1, 1061番2, 大字中延字池向2260番3, 同番4, 同番10, 同番14, 同番48から同番63まで, 2260番79, 同番80, 同番100, 同番101, 同番102, 同番110, 同番114, 同番129から同番132番まで, 2260番175, 同番312から同番326, 2260番328, 同番329, 同番348, 2261番1, 同番2, 同番3

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区広尾5丁目19番17号

株式会社 石岡カントリー倶楽部

代表取締役 飯 田 久 治

正 誤

◎平成6年9月30日付け茨城県報号外第94号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
4	16	第25条の4	第25条
5	9	第24条	第22条の3
5	16	第24条の2	第22条の4
5	25	第27条の8中「防犯部生活保安課」を「生活安全部生活保安課」に改める。	第25条の2から第25条の4までを削り, 第2節の2中第25条の5を第25条の2とし, 25条の6から第25条の8までを3条ずつ繰り上げる。 第27条の8及び第27条の10中「防犯部防犯課」を「生活安全部生活安全総務課」に改める。

			第 2 7 条 の 1 2 中 「防犯部生活保安課」 を 「生活安全部生活保安課」 に 改 め る。
5	2 7	防犯部地域課	防犯部外勤課



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)